

食安輸発0816第2号
平成23年8月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産ミニトマト登録輸出者の住所変更)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年8月11日付け食安輸発0811第3号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、登録輸出業者について住所変更の連絡があったことから、同通知の別表19について、下記のとおり変更し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

別表19

ID	現行	変更後
03	住所：京機都高陽市一山東區獐項洞867 WesternTower 2洞811号	住所：全羅南道和順郡綾州面元池里42-1